

令和3年第6回(6月) 上越市選挙管理委員会定例会

1 日 時 令和3年6月1日(火) 午前10時

2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 402 会議室

3 付議事項

議案第17号 選挙人名簿の抹消について

議案第18号 選挙人名簿の登録について

議案第19号 各種請求を行うに必要な連署者数について

議案第20号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

議案第21号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

議案第22号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

議案第23号 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について

議案第24号 在外選挙人名簿の抹消について

4 報告事項

報告1 令和3年度(第91回)新潟県内市選挙管理委員会連合会総会の書面表決結果について

報告2 令和3年度上越市明るい選挙推進協議会総会の結果について

報告3 専決処分した内容について

5 その他

(1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和2年度明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

「あなたの一票 未来を創る 一歩となる」 三和中学校3年 清水 悠斗さん

議案第 17 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 3 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 3 年 5 月 1 日 から 令和 3 年 5 月 31 日 の間の	死亡者数 A	111	109	220
	転出者数 B	70	59	129
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		181	168	349

議案第 18 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 3 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 3 年 3 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	78,092	82,123	160,215
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	586	551	1,137
今回定時登録における新規登録者数 F	483	417	900
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	77,989	81,989	159,978

議案第 19 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 3 年 6 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	159,978 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,200 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	26,663 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	53,326 人

(6 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選管委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 20 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 3 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 3 年 3 月 1 日 から 令和 3 年 5 月 31 日 の間の	死亡者数 A	340 (1)	327 (1)	667 (2)
	国籍喪失者数 B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	248 (3)	227 (2)	475 (5)
	職権消除者数 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) F		588 (4)	554 (3)	1,142 (7)

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 21 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 3 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 3 年 3 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	78,212 (120)	82,535 (412)	160,747 (532)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	588 (2)	554 (3)	1,142 (5)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	486 (3)	420 (3)	906 (6)
令和 3 年 6 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	78,110 (121)	82,401 (412)	160,511 (533)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 22 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 3 年 6 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------------------|-----------|
| 1 | 投票資格者名簿登録者数 | 160,511 人 |
| 2 | 投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数 | 3,211 人 |
| 3 | 投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数 | 40,128 人 |

(6 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

議案第 23 号 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について

上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）を次のとおり改正する。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 改正の理由 | 公職選挙法施行規則及び新潟県公職選挙法等執行規程の一部改正を踏まえ、上越市公職選挙法等執行規程を一部改正するもの。 |
| 2 | 改正内容 | 選挙事務所設置届等の様式から押印欄を削除するもの。 |
| 3 | 施行期日 | 令和 3 年 6 月 1 日 |
| 4 | 改正案 | 別紙 1 のとおり |

議案第 24 号 在外選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 11 の規定により、次のものを在外選挙人名簿から抹消する。

氏名	生年月日	性別	登録種別 (登録日)	国名	抹消理由	備考
		男	本籍地登録 (平成 12 年 5 月 15 日)	ブラジル		

<参考>

(単位：人)

区分		男	女	計
前回（令和 3 年 5 月 6 日現在） の名簿登録者数	A	27	50	77
前回から今回までの間の 帰国者数及び職権消除者数	B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 死亡者数	C	1	0	1
抹消者数計 (B+C)	D	1 (0)	0 (0)	1 (0)
前回から今回までの間の 名簿登録者数	E	0	0	0
令和 3 年 6 月 1 日現在の 名簿登録者数 (A-D+E)	F	26	50	76

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで職権消除者数

報告1 令和3年度（第91回）新潟県内市選挙管理委員会連合会総会の書面表決結果について

令和3年度 県内市選挙管理委員会連合会総会が書面審議にて実施され、すべての付議事案について原案のとおり可決承認されたことを報告する。

1 付議案件

令和2年度事業報告及び歳入歳出決算について

公職選挙法等改正要望の取扱いについて

令和2年度県内市連合会特別事業（書籍購入補助事業）の実施結果について

令和3年度役員選出について（前役職留任で決定）

令和3年度事業計画及び歳入歳出予算について

会則の一部改正について

2 次期総会開催地

燕市

報告2 令和3年度上越市明るい選挙推進協議会総会の結果について

令和3年度上越市明るい選挙推進協議会総会が開催され、すべての付議事案について原案のとおり可決承認されたことを報告する。

1 付議案件

令和2年度活動報告について

令和2年度決算報告について

次期役員を選出について

令和3年度活動計画について

令和3年度予算について

指定病院等における不在者投票の外部立会人の登録について

報告 3 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告 示 日	件 名
12	令和3年5月18日	令和 3 年第 6 回（6 月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について